### 株主各位

# 臨時株主総会招集ご通知 電子提供措置事項記載書面非記載事項

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

本書面は、法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付した書面にも記載しなかった次の事項について、記載したものです。

・「第1号議案 吸収合併契約承認の件」のうち、「SBIレオスひふみ株式 会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

本書面をインターネット上の当社ウェブサイト\*に掲載することにより、書面 交付請求をした株主の皆様に対しても提供させていただきます。

\*URL https://www.sbiglobalam.co.jp/ir/meeting/index.html

# 第1期

自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日

# 事業報告

## 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

# 1 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

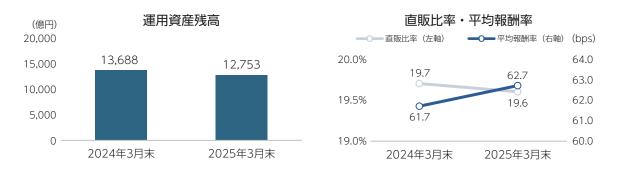
当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)におけるわが国経済はインフレからの脱却期待や日銀の利上げ姿勢を背景に一年を通して金利が上昇しました。日経平均株価は7月に最高値を更新したものの、日銀の金融引締政策や米国景気の減速懸念等を背景にした円高反転も相まって8月には32,000円割れまで急落しました。その後、景気減速懸念や株売りは行き過ぎとの見方から大きく戻しはしたものの、日銀警戒に加えてトランプ政権による関税政策といった不透明材料が多い中で10月以降はほぼ横ばいに終始、当連結会計年度末の日経平均株価は前年度末比▲11.8%の35,617.56円となりました。このような経済環境の中、当社グループの事業に関連性の高い投資信託市場においては、一般社団法人投資信託協会が公表する「投資信託概況」によれば、ETFを除く公募株式投資信託の純資産総額が、前連結会計年度末の121兆4.779億円から当連結会計年度は135兆6.425億円となりました。

そのような中、当連結会計年度において当社グループは、2024年4月に中長期的な成長を見据えた経営基盤の強化を図るため持株会社体制へ移行しました。これにより、既存の投資運用事業の深化とともに、非金融事業領域への進出が可能となりました。2024年11月にスコラ株式会社との合弁で、オンラインを活用

した金融教育分野に特化したフィナップ株式会社を設し、続いて2025年3月に共助で支える」仕組みを同様化する子会社として運営はクラットフォームを運立した。当社グループはグループを通じて、すべるとインシャル・すべてのといるを通じて、するとは受いである社会の実現と投資でできる社会の実現と投資でできる社会の実現と投資での普及を引き続き目指してよります。



当社グループの中核を担うレオス・キャピタルワークス株式会社においては、「ひふみproシリーズ」の 運用資産残高は増加しましたが、投資信託全体の純流出額(解約額から設定額を控除した金額)は10億円となり、全体の運用資産残高は基準価額の下落も伴って、前年度末比▲6.8%の1兆2,753億円となりました。また、レオス・キャピタルワークス株式会社が運用する公募投資信託残高に占める直販取扱投信の残高比率(直販比率)は当連結会計年度末で19.6%となり、同公募投資信託の信託報酬率のうち当社グループが受け取る平均報酬率は0.627%となりました。

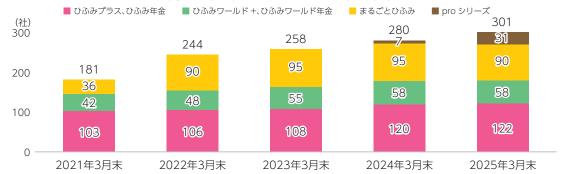


平均報酬率増加の背景には、「ひふみproシリーズ」の運用開始があります。「ひふみproシリーズ」は信託報酬率が年率1.4%前後と、当社グループ内の他商品と比べて相対的に高く設定されており、残高増加が平均報酬率の上昇に寄与しました。「ひふみproシリーズ」2本目である、2024年9月に運用開始した「ひふみクロスオーバーpro」は、NISAを利用して未上場株式に投資できる日本初の投資信託であり、残高は250億円を超えました。また、販売パートナー数も拡大しています。

その他のトピックとしては、「ひふみワールドシリーズ」は運用期間が5年を超えたため条件を満たし、2025年3月にNISAのつみたて投資枠の対象商品に追加されました。この採用により金融機関からの取り扱いニーズが高まることが予想され、当社グループはこれを機に積極的な営業活動を展開していく方針です。

営業活動では、「ひふみアニュアルミーティング」や地方銀行支店への直接訪問等を通じて、お客様との関係強化を図るとともに、YouTubeチャンネル「お金のまなびば!」においては、お金や投資について幅広く発信することで、登録者数は60万人を突破しましたが、直接販売における広告宣伝投資については、新規口座開設数の獲得よりも既存顧客の長期保有につながる施策に注力したことから、直接販売する投資信託のいずれかを保有する顧客数は61,298名(前年度比1,119名減)となりました。一方で、間接販売における「ひふみ」シリーズの取扱い社数は、「ひふみproシリーズ」の投入により延べ301社に拡大しました。





結果として、当連結会計年度の連結業績は、営業収益11,424百万円、広告宣伝費等の増加により営業費用及び一般管理費が9,354百万円となって営業利益2,070百万円、為替差損等の営業外費用の計上により経常利益2,069百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,485百万円となりました。

なお、当社グループは、投資運用事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。



(注) 当社は、レオス・キャピタルワークス株式会社の単独株式移転により、同社の持株会社(完全親会社)として2024 年4月1日に設立されました。2023年度以前の状況については、ご参考として同社の数値を記載しております。

	第1期 (2025年3月期)
	金額 (百万円)
営業収益	11,424
営業利益	2,070
経常利益	2,069
親会社株主に帰属する当期純利益	1,485

(注) 当社は、レオス・キャピタルワークス株式会社の単独株式移転により、レオス・キャピタルワークス株式会社の持株会社(完全親会社)として2024年4月1日に設立されたため、前期実績は記載しておりません。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は360百万円であり、主なものは、YouTubeチャンネル「お金のまなびば」の動画制作費用が216百万円、投資信託WEBサービスのソフトウエア投資88百万円であります。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況** 該当事項はありません。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年10月16日開催の取締役会において、スコラ株式会社との協業による合弁会社新設を決議し、2024年11月22日付で「フィナップ株式会社」を設立いたしました。なお、同社は当社の連結子会社であります。

当社は、2025年2月19日開催の取締役会において「株式会社Kiffy」の新設を決議し、2025年3月10日付で設立いたしました。なお、同社は当社の連結子会社であります。

#### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

#### ①企業集団の財産及び損益の状況

		【参考】 2022年3月期	【参考】 2023年3月期	【参考】 2024年3月期	第1期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
営業収益	(百万円)	9,479	9,660	10,309	11,424
経常利益	(百万円)	1,969	1,625	1,797	2,069
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,303	1,087	1,313	1,485
1株当たり当期純利益	(円)	13.56	11.31	12.99	14.40
総資産	(百万円)	8,557	8,704	11,211	10,739
純資産	(百万円)	5,095	6,094	7,210	7,008
1株当たり純資産	(円)	52.04	59.30	66.78	67.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針)(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しています。なお、当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。
  - 2. 当社は、レオス・キャピタルワークス株式会社の単独株式移転により、レオス・キャピタルワークス株式会社の持株会社(完全親会社)として2024年4月1日に設立されました。 2024年3月期以前の状況については、ご参考としてレオス・キャピタルワークス株式会社の決算数値を記載しております。なお、1株当たり情報については、当社が2024年10月1日付で実施した普通株式1株につき8株の株式分割の影響を反映させております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況

		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	第1期 (当事業年度) (2025年3月期)
営業収益	(百万円)	_	_	_	3,192
経常利益	(百万円)	_	_	_	1,776
当期純利益	(百万円)	_	_	_	1,455
1株当たり当期純利益	(円)	_	_	_	14.10
総資産	(百万円)	_	_	_	8,853
純資産	(百万円)	_	_	_	6,888
1株当たり純資産	(円)	_	_	_	70.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しています。なお、当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。
  - 2. 当社は2024年4月1日に設立されたため、2024年3月期以前の状況については記載しておりません。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する 議決権比率 (%)	主要な事業内容	当社との関係
S B I ホールディングス 株式会社	181,924	49.68 (49.68)	株式等の保有を通じた企業グループ の統括・運営等	_
S B I ファイナンシャル サービシーズ株式会社	100	49.68	企業グループの金融サービス事業の 管理	_

- (注) 1. 当社の親会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であり、SBIホールディングス株式会社も当社の親会社に該当しております。
  - 2. 当社に対する議決権比率欄の()内は間接所有割合で、内数で記載しております。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
レオス・キャピタルワークス 株式会社	322	100.0	投資信託委託業務、投資顧問業務 (投資一任契約に係る業務)
レオス・キャピタルパートナーズ 株式会社	100	100.0	投資事業組合財産の管理及び運用

(注) 当社は、2024年4月1日開催のレオス・キャピタルワークス株式会社の臨時株主総会の決議により、同社が保有するレオス・キャピタルパートナーズ株式会社の全株式を現物配当として譲受いたしました。

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額(百万円)	当社の総資産額 (百万円)
レオス・キャピタルワークス 株式会社	東京都千代田区 1 -11-1	6,805	8,853

#### (4) 対処すべき課題

#### ① 人的資本経営の強化

当社グループの持続的成長を実現するためには、優秀な人材を確保し、その人材が持つポテンシャルを引き出すことが不可欠です。投資運用業を筆頭に、お客様に価値を提供するためには、専門的知識を有するとともに、知見や経験を継続的に蓄積できる人材を適切に処遇していくことが重要です。そうしたなか、生産年齢人口の減少等を受け、各業界で人材獲得競争が激化しております。

これを受け、十分な経験を積んだ専門性の高い人材を確保すること、未経験であっても有望な若手を採用し、社内において教育を行って育成していくこと、採用した人材が、その持つ価値を発揮できるよう働きやすい環境や制度を整備していくことが重要な課題であると認識しております。

#### ② 特定の事業領域からの収益依存の脱却

現在、当社グループの収益構造は、子会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社の投資信託委託業務からの収益、特に国内外の株式に投資する投資信託からの収益が大部分を占めております。当社グループの理念に合致し、投資家の方々にとって魅力的な商品は容易に開発できるものではありませんが、運用する投資信託の特性が偏ってしまうことは、特定のマーケットの変動が当社グループの収益基盤に大きな影響を与えることもあり、事業リスクの面から見て当社グループの課題であると考えています。したがって、投資文化の浸透をより進めるにあたっても、新商品の開発の可能性を常に考えながら事業に取り組んでいきます。

また、投資信託委託業務だけでなく、経営理念の実現のため、既存の各子会社の事業拡大の促進及び他の事業領域への拡大を模索するほか、バランスシートを活用したM&Aの推進も視野に入れ、収益基盤の安定化を図り、特定の事業領域からの収益に過度に依存しない健全な事業ポートフォリオの構築を目指します。

#### ③ 当社グループ子会社の事業拡大の追求

当社グループは複数の子会社を有しており、当社グループの理念であるファイナンシャル・インクルージョンの実現という方向性で一致しつつ、各社が独自性ある事業領域で活動しています。また、当社グループは他社への少額出資やファンド出資も行っており、出資先から情報を得たり、出資先が持つネットワークを活用したりできる状況にあります。こうしたなか、当社グループ全体の成長に向け、子会社間の相互シナジーを一層発揮していくことが課題だと考えております。

今後、グループ子会社間における情報共有のあり方の改善やグループ子会社間での人的交流の更なる強化等を通じ、子会社各社が有する顧客基盤や取引先ネットワーク、出資先に関連した情報等をより活用できるようにすることで、子会社間の相互シナジーの実現をさらに図ってまいります。

#### ④ 当社グループの内部管理体制の強化

当社グループは2024年4月以降、持株会社体制へと移行し、それに伴い子会社や合弁会社の数が増加しております。この組織構造の変化に対応し、グループ全体の管理体制を構築・強化することが重要な課題で

あると認識しております。一部の子会社には、金融商品取引業者としての法令遵守の徹底、リスク管理のための内部管理体制の強化が特に求められます。

今後は、子会社の事業に応じた適切な内部管理体制のあり方を模索しつつ、必要な人材の確保や社内教育の充実を図り、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行ってまいります。

#### (5) 当社グループの主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業內容		
投資運用事業	投資信託委託業、投資顧問業(投資一任契約に係る業務)及びベンチャーキャピタル業		

#### (6) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

#### ① 当社

#### ② 子会社

レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区
レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区
フィナップ株式会社	東京都千代田区
株式会社Kiffy	東京都千代田区
RheosCP1号GP有限責任事業組合	東京都千代田区
R h e o s C P 1 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区
ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合	東京都千代田区
レオス・エンジェル 1 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区

#### **(7) 使用人の状況** (2025年3月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
投資運用事業	123 (19) 名	-名増(-名増)
 合 計	123 (19)	-名増(-名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、嘱託社員、契約社員及びグループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は含まれておりません。臨時雇用者数については最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
  - 2. 当社グループの事業セグメントは投資運用事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしておりません。
  - 3. 当社は当連結会計年度において、株式移転により設立されたため、前連結会計年度末比増減については記載しておりません。

#### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51 (6) 名	-名増 (-名増)	41.5歳	5.7年

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、嘱託社員、契約社員並びに社外及び当社グループから当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は含まれておりません。臨時雇用者数については最近1年間の平均人員を())内に外数で記載しております。
  - 2. 当社は当事業年度において、株式移転により設立されたため、前事業年度末比増減については記載しておりません。
  - 3. 平均勤続年数については、当社グループからの出向者の通算勤続年数を含めております。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年10月18日付レオス・キャピタルワークス株式会社の取締役会決議及び2023年11月21日付同社の臨時株主総会承認のもと、持株会社(完全親会社)として2024年4月1日に設立され、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

また、当社は、2024年4月1日開催のレオス・キャピタルワークス株式会社の臨時株主総会承認により、同社が保有するレオス・キャピタルパートナーズ株式会社の全株式を現物配当として譲受け、直接保有しております。

# 2 会社の現況

#### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

#### ① 発行可能株式総数

384.000.000株

(注) 2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款の変更により発行可能株式総数を48,000,000株から384,000,000株に変更しております。

#### ② 発行済株式の総数

#### 103,416,800株 (うち自己株式5,968,700株)

- (注) 1.2024年4月1日から同年9月30日までの間における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は9,500株増加しております。
  - 2.2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は90.456.100株増加しております。
  - 3. 2024年10月1日から2025年3月31日までの間における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は38,400株増加しております。

#### ③ 株主数

#### 15,581名

#### 4 大株主

株主名	持株数	持株比率
SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	48,399,200株	49.67%
藤野英人	4,052,000株	4.16%
湯浅光裕	3,524,000株	3.62%
鈴木智博	2,114,600株	2.17%
日本証券金融株式会社	1,697,700株	1.74%
遠藤美樹	1,440,000株	1.48%
小松知史	1,166,300株	1.20%
SBIレオスひふみ従業員持株会	951,900株	0.98%
光通信株式会社	896,400株	0.92%
植竹勝治	791,500株	0.81%

- (注) 1. 当社は、自己株式を5.968,700株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
  - 3. 上記の当社代表取締役藤野英人氏の持株数は、同氏がその全株式を所有する資産管理会社であるみらいターボ株式会社が所有す

る株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

- 4. 上記の当社取締役遠藤美樹氏の持株数は合算(名寄せ)して表示しております。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

#### ⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得について

当社はさらなる株主還元の充実と資本効率の改善を図るため、自己株式の取得について、2025年3月19日開催の取締役会において決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類 当社普通株式 取得した株式の総数 5,968,700株

取得価額 1,193,740,000円 取得日 2025年3月21日

### (2) 会社役員の状況 (2025年3月31日現在)

## ① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	藤野英人	グループCEO レオス・キャピタルワークス株式会社 代表取締役社長 レオス・キャピタルパートナーズ株式会社 取締役 みらいターボ株式会社 代表取締役社長 Vixion株式会社 取締役
代表取締役副社長	湯浅光裕	グループCOO レオス・キャピタルワークス株式会社 代表取締役副社長 CIO
専務取締役	白 水 美 樹	グループCHRO 報酬諮問委員会委員 レオス・キャピタルパートナーズ株式会社 取締役 株式会社Kiffy 代表取締役社長 L'atelier du sol株式会社 代表取締役
常務取締役	岩田次郎	グループCAO
取締役	中路武志	グループCCO コンプライアンス本部長 レオス・キャピタルワークス株式会社 取締役CCOコンプライアンス本部 長 レオス・キャピタルパートナーズ株式会社 取締役 株式会社ナノスタイル 取締役
取締役	朝倉智也	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長ウエルスアドバイザー株式会社 代表取締役社長SBIインシュアランスグループ株式会社 取締役SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役Carret Holdings, Inc. DirecorSBI地域事業承継投資株式会社 取締役SBIホールディングス株式会社 取締役副社長SBIホールディングス株式会社 取締役副社長SBI両三アセットマネジメント株式会社 取締役SBIアセットマネジメント株式会社 代表取締役会長兼 CEOSBIアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長SBIアセットマネジメントがループ株式会社 代表取締役社長SBIスマートエナジー株式会社 取締役SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社 取締役SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社 取締役SBI-Manアセットマネジメント株式会社 取締役SBI-Manアセットマネジメント株式会社 取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	中村利江	報酬諮問委員会委員長 エムスリーソリューションズ株式会社 代表取締役社長 エムスリー株式会社 取締役 株式会社アットマーク 取締役 エムスリーリアルエステート株式会社 取締役 株式会社キトプランニング 代表取締役
取締役	垣内俊哉	報酬諮問委員会委員 株式会社ミライロ 代表取締役社長 一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会 代表理事 公益財団法人日本財団パラスポーツサポートセンター 顧問
取締役	佐藤明	報酬諮問委員会委員 株式会社ワイワイミュージック 代表取締役 株式会社06GOGO 代表取締役
常勤監査役	髙 見 秀 三	レオス・キャピタルワークス株式会社 監査役
常勤監査役	髙 橋 修	レオス・キャピタルワークス株式会社 監査役 レオス・キャピタルパートナーズ株式会社 監査役
監査役	安田和弘	堀総合法律事務所 公益財団法人渋沢栄一記念財団 監事 日本グロースキャピタル投資法人 監督役員 トーア・リ85周年記念財団 評議員
監査役	和 田 耕 児	株式会社プロ・スタッフ・ソリューションズ 代表取締役

- (注) 1. 取締役中村利江氏、取締役垣内俊哉氏及び取締役佐藤明氏は、社外取締役であります。
  - 2. 常勤監査役髙見秀三氏、監査役安田和弘氏及び監査役和田耕児氏は、社外監査役であります。
  - 3. 常勤監査役髙見秀三氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 4. 常勤監査役髙橋修氏は、過去に当社子会社の経理財務業務を長年にわたり担当していたことがあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 5. 監査役安田和弘氏は、弁護士として豊富な業務経験と高度な専門性を有しております。
  - 6. 監査役和田耕児氏は、監査法人に長年勤め、また、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 7. 本総会終結の時をもって常務取締役の岩田次郎氏及び取締役の佐藤明氏は任期満了により退任いたします。
  - 8. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 9. 白水美樹氏の戸籍上の氏名は、遠藤美樹であります。
  - 10. 中村利江氏の戸籍上の氏名は、西村利江であります。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2024年7月17日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。なお、報酬諮問委員会は、社外取締役3名を含む合計4名で構成されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が下記に その内容の概要を記載する決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

#### · 基本方針

当社の取締役の報酬は、役員報酬をコーポレート・ガバナンスにおける重要な項目と考え、①優秀な経営陣の確保とリテンション及びモチベーションに寄与し、②会社の持続成長と株主価値の向上への貢献意識を高め、③業績と連動し、株主との利害の共有を図ることを目的とした報酬体系とします。

取締役の報酬の内訳は、各取締役の役位や職責を踏まえた固定報酬としての「基本報酬」、業績に連動する「業績連動報酬」から構成され、いずれも金銭によるものとします。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬としての基本報酬のみとします。

基本方針については、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

#### ・基本報酬の額又はその算定方法の決定方針

取締役の「基本報酬」については、その業務の結果に応じて変動はせず、毎期一定の金額が決定される月例の固定報酬とします。個別の基本報酬は、役位、職責、遂行能力、担当業務の特性等、報酬サーベイ等の外部の第三者から提供を受けた上場会社の役員報酬に関するデータ等の他社水準、当社社員の給与水準等を勘案し、役位ごとに設けられた上限額の範囲内で、個別に決定します。

なお、当社の代表の職に就任している役員については、一定額を「基本報酬」に加算しております。

また、当社と子会社の間で経営管理契約を締結していることから、当社の役員報酬においては、当社役員の子会社における役割や活動を加味し決定します。これに伴い、子会社において純資産総額が一定以上であるマザーファンドのファンドマネージャーに就任している取締役については、別途、一定額を「基本報酬」に加算し支給することとします。

社外取締役の基本報酬については、その果たす役割及び上場会社の役員報酬に関するデータ等の他社 水準等を総合的に勘案して決定します。 ・業績連動報酬の額又はその算定方法の決定方針

変動報酬は、「短期業績連動報酬」と「長期業績連動報酬」からなり、それぞれ親会社株主に帰属する当期純利益を指標とします。当該業績指標を選定した理由は、報酬と業績との連動性を高め、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるためであります。「短期業績連動報酬」は中期経営計画と単年度の業績について指標の達成状況を勘案の上決定します。「長期業績連動報酬」は長期的な会社の持続成長と株主価値の向上への貢献意識の醸成を目的としており、指標の5か年平均の推移から、総合的に決定します。なお、これらの指標実績は、「短期業績連動報酬」に係る指標及び「長期業績連動報酬」に係る指標である親会社株主に帰属する当期純利益(5か年平均)の算定に用いる当事業年度の実績は、1,485,925千円であります。

・報酬等の種類ごとの割合の決定方針 基本報酬と業績連動報酬の割合は、標準業績を達成した場合に6:4とします。

#### 口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等	対象となる		
<b>上</b> 刀	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数
取締役(うち社外取締役)	323,161 (23,355)	189,360 (23,355)	133,801 (-)	(-)	8名 (3名)
監査役(うち社外監査役)	36,684 (23,346)	36,684 (23,346)	(-)	(-)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	359,845 (46,701)	226,044 (46,701)	133,801 (-)	_ (-)	12名 (6名)

- (注) 1. 当事業年度における取締役の人数は、9名でありますが、無支給者がいるため支給人数と相違しております。
  - 2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由、業績連動報酬等の額の算定方法及び当該業績指標に関する実績は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
  - 3. 非金銭報酬等は支給しておりません。
  - 4. 取締役の報酬等の額は、2024年4月1日付けの当社定款附則第1条第1項において、「当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額は、年額600百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)とする。」と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役は3名)であります。なお、当事業年度は、使用人兼務取締役はおりません。
  - 5. 監査役の報酬等の額は、2024年4月1日付けの当社定款附則第1条第2項において、「当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの監査役の報酬等の総額は、年額50百万円以内とする。」と定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち、社外監査役は3名)であります。

#### ハ、当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

**二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額** 該当事項はありません。

#### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役中村利江氏は、株式会社キトプランニング代表取締役、エムスリーソリューションズ株式 会社代表取締役社長、エムスリー株式会社取締役、株式会社アットマーク取締役及びエムスリーリア ルエステート株式会社取締役であります。当社と各兼職先との間に特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役垣内俊哉氏は、株式会社ミライロ代表取締役、一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会 代表理事及び公益財団法人日本財団パラスポーツサポートセンター顧問であります。当社と各兼職先 との間に特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役佐藤明氏は、株式会社ワイワイミュージック代表取締役及び株式会社06GOGO代表取締役であります。当社と各兼職先との間に特別な利害関係はありません。
- ・社外監査役髙見秀三氏は、レオス・キャピタルワークス株式会社監査役であります。兼職先は当社の連結子会社であります。
- ・社外監査役安田和弘氏は、堀総合法律事務所所属弁護士、公益財団法人渋沢栄一記念財団監事、日本 グロースキャピタル投資法人監督役員及びトーア・リ85周年記念財団評議員であります。当社と各 兼職先との間に特別な利害関係はありません。
- ・社外監査役和田耕児氏は、株式会社プロ・スタッフ・ソリューションズ代表取締役であります。当社 と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	出席状況	主な活動状況と社外役員が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中村利江	[取締役会] 16/18回(89%) [報酬諮問委員会] 5/5回(100%)	取締役会・経営陣から独立した立場で当社の経営全体を俯瞰し、本質的なリスクや課題を把握した上での助言・提言等のほか、インターネットビジネスにおける幅広い経験と豊富な知識を有しており、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。また、報酬諮問委員会委員長として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	垣内 俊哉	[取締役会] 18/18回(100%) [報酬諮問委員会] 4/5回(80%)	取締役会・経営陣から独立した立場で当社の経営全体を俯瞰し、本質的なリスクや課題を把握した上での助言・提言等のほか、障害者インクルージョンに関する幅広い経験と豊富な知識を有しており、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。また、報酬諮問委員会委員として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	佐藤明	[取締役会] 18/18回(100%) [報酬諮問委員会] 5/5回(100%)	取締役会・経営陣から独立した立場で当社の経営全体を俯瞰し、本質的なリスクや課題を把握した上での助言・提言等のほか、資産運用会社の取締役を歴任する等投資運用業や企業経営に関する豊富な経験、知見を有しており、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。また、報酬諮問委員会委員として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
常勤監査役	髙見 秀三	[取締役会] 18/18回(100%) [監査役会] 16/16回(100%)	金融業界における幅広い経験と豊富な知識に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘をする等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行っております。また会計監査人との定期的な面談等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けて、重要な役割を担っております。
監査役	安田 和弘	[取締役会] 18/18回(100%) [監査役会] 16/16回(100%)	弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘をする等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行っております。 また会計監査人との定期的な面談等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けて、重要な役割を担っております。
監査役	和田耕児	[取締役会] 17/18回(94%) [監査役会] 16/16回(100%)	公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において当社が抱える会計・財務上のリスク対応等について指摘をする等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行っております。 また会計監査人との定期的な面談等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けて、重要な役割を担っております。
(注)書	面決議による取締	役会の回数は除いており	Jます。

# 第1期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

● 事業報告

新株予約権等の状況

会社役員の状況

責任限定契約の内容の概要

補償契約の内容の概要等

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

# 第1期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) SBIレオスひふみ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいた だいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載 を省略しております。

#### 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

SBIレオスひふみ株式会社第2回新株予約権

発 行	決	議	$\Box$	2024年7月17日
新株	予 約	権の	数	650個
並 井 マ 幼 拵 4	<b>、                                    </b>	· # + 0 45	** ト ** # * * * * * * * * * * * * * * *	普通株式 520,000株
新株予約権の	) H B) C 4 6	かれれの性	親 こ 奴	(新株予約権1個につき800株)
新 株 予	約 権 の	払 込	金 額	新株予約権1個当たり300円
エサマ	はに殴し ブル	姿されて母音	エの圧筋	新株予約権1個当たり 124,000円
新株予約権の行 	使に除して出	貝される別性	Eの間額	(1 株当たり 155円)
権利	行(	吏 期	間	2025年7月1日から2029年8月1日まで
行 使	0	条	件	(注) 1
<i>л</i> . □	<b>⊕</b>	4 <del>11</del>	/Д	新株予約権の数 650個
		締ねまれた。	役	目的となる株式数 520,000株
保 有 状 :	況   ( 社 外 🛚	取締役を除	余 ( )	保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2025年3月期から2027年3月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載される、本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益が2,500百万円を超過し、かつ割当日から行使期間の満了日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも250円以上となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成してない場合には損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監 査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当 な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数 を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 2.2024年10月1日付で行った1株を8株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、役員の保有状況の「目的となる株式数」及び上記1.(1)に記載した金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値には調整後の内容を記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		SBIレオスひふみ株式会社 第1回新株予約権 (注) 1	SBIレオスひふみ株式会社 第2回新株予約権		
発 行	決 議 日	2022年1月19日(注)2	2024年7月17日		
新 株 予	約 権 の 数	3,050個	2,850個		
新株予約株株 式の	をの目的となる 種類と数	普通株式 305,000株 (新株予約権1個につき100株) (注) 3	普通株式 285,000株 (新株予約権1個につき100株) (注) 3		
新株予約	権の払込金額	無償	新株予約権1個当たり300円		
新株予約権出資され	の行使に際してる 財産の価額	新株予約権1個当たり136,500円 (1株当たり 1,365円)(注)3	新株予約権1個当たり 123,900円 (1株当たり 1,239円) (注) 3		
権利	· 使 期 間	2024年1月20日から 2031年12月15日まで	2025年7月1日から 2029年8月1日まで		
行 使	の条件	(注) 4	(注) 5		
	当社使用人	_	_		
使用人等へ の交付状況	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 3,050個(注)6 目的となる株式数 305,000株 (注)3	新株予約権の数 2,850個 (注) 6 目的となる株式数 285,000株 (注) 3		
		交付対象者数 72名	交付対象者数 7名		

(注) 1. 当社は、2023年11月21日開催のレオス・キャピタルワークス株式会社の臨時株主総会の承認によって、2024年4月1日を効力発生日として、同社単独による株式移転により持株会社(完全親会社)として設立されました。

この株式移転に伴い、レオス・キャピタルワークス株式会社第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する同社新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき、2024年4月1日にSBIレオスひふみ株式会社第1回新株予約権を交付しました。

- 2. レオス・キャピタルワークス株式会社第6回新株予約権の発行決議日であります。
- 3.2024年10月1日付で行った1株を8株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、使用人等への交付状況の「目的となる株式数」及び第2回新株予約権の行使条件の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値は上記の内容から調整されております。
- 4. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当を受けた者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内(ただし、権利行使期間内に限る。)又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。
  - (2) その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
- 5. 本新株予約権の行使の条件は、前記「①当事業年度末日における当社役員が保有している職務 執行の対価として交付された新株予約権の状況」の注記と同内容となります。
- 6. 2025年3月31日現在において、交付時より新株予約権の数が減少しております。減少個数とその理由は以下のとおりであります。

第1回新株予約権 子会社の使用人の退職による減少分 270個 権利行使による減少分 143個

第2回新株予約権 子会社の使用人の退職による減少分 450個

③ その他新株予約権等に関する重要な事項該当事項はありません。

#### 会社役員の状況

#### ① 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 補償契約の内容の概要等該当事項はありません。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社(及び子会社)の役員及び、その配偶者又は相続人等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の過誤、義務違反等を理由に保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、訴訟費用)を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

#### 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東陽監査法人

#### ② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名 称	支 払 額 (千円)
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の報酬等の額	22,100
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他	34,000
の財産上の利益の合計額	

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計 監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議 した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意して おります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非 監査業務)である顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務を委託し、対価を支払 っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合や、監査役会が会計監査人による当社に対する効率的かつ適切な監査が期待できないと認めた場合、又は監査役会が会計監査人の独立性及び審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東陽監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、 当該契約の内容は次のとおりです。

- イ. 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意又は重大な 過失があった場合を除き、受嘱者が会計監査人として在職中に報酬その他の職務執行の対価 として委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のう ち最も高い額に二を乗じて得た金額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ロ. 受嘱者の行為がイ. の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、すみ やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

#### 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 役職員が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つ べき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針及び SBIグループ・コンプライアンス行動規範を定める。
- ロ. 原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、社外 取締役によるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反 行為を未然に防止する。
- ハ. 取締役会の決議によりグループCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を選任し、グループCCOの所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握につとめ、また、取締役及び使用人全体の教育等を行い、法令及び諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべくつとめるものとする。
- 二. 内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用等から成る内部管理態勢の適 正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向 けた提言やフォローアップを実施し、これらの内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告 する。
- ホ. 内部窓口を常勤監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を取締役及び使用人が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を取締役及び使用人に対して周知する。また、内部通報を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的記録に記載または記録し、取締役会議事録、株主総会議事録等として保存・管理する。
- 口. 取締役及び監査役は、社内規程にしたがいイ. の記録を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随する リスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管 理の状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討す る。
- ロ. 自然災害、人為的暴力及び情報システムの停止等による経営危機に対しては、危機管理規程をあらかじめ定め、事前対応に努めるとともに被害発生時の効果的な対応に備える。
- ハ. 内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正 性を評価し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は中期経営計画等経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、取締役間の 職務分担を明確にするため、組織規程及び業務分堂規程を定める。
- ロ. 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行う。
- ハ. 社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内 規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備につとめる。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 支配株主グループとの取引は原則行なわないこととし、取引を行なうこと自体に合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行う。
- □. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保のため、当社の取締役会が定め る関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、各社の経営の自主性を尊重しつつ、子会 社の取締役、使用人及びその他企業集団の業務に関わる者(以下「子会社の役職員等」とい う。)から、その職務執行に係る事項についての事前協議または報告を受け、必要かつ合理 的な範囲で、資料の閲覧、監査等を行なうことができるものとする。
- ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i)子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のリスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随するリスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管理の状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。
  - (ii) 子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正性を評価し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- 二. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (i)子会社においても、取締役会は経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、 取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程及び業務分掌規程を定める。
  - (ii) 子会社においても、取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行なう。
  - (iii) 子会社においても、社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備につとめる。
- ホ. 子会社の役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i)子会社の役職員等が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つべき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針及びSBIグループ・コンプライアンス行動規範を定める。
  - (ii) 子会社においても、原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、監査役らによるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
  - (iii) 子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のCCOの所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握につとめ、また、子会社の役職員等全体の教育等を行い、法令及び諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべくつとめるものとする。
  - (iv) 子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施し、これらの内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

- (v) 子会社においても、内部窓口を監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を子会社の役職員等が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を子会社の役職員等に対して周知する。また、内部通報を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を子会社の役職員等に周知する。
- へ. 子会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための 体制

子会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループ役職員等の職務の 執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見し た場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見 された会社の監査役に通知するものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関す る事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに対応する。当該使用 人の選定及び管理の方法は、監査役の同意を得る。
- 口. イにより選定された使用人は、監査役の命令にしたがいその職務を遂行する。
- ハ、当該使用人の任命、異動、人事考課等は、監査役の同意を得る。
- ② 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並び に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する 体制
- イ. 監査役は取締役会等の重要会議に出席して取締役及び使用人から業務報告を受け、必要に応じてその基礎資料を徴求する。また、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。
- 口. 取締役及び使用人は、次の事項を知った時には、すみやかに監査役に報告する。
  - (i)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - (ii) 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
  - (iii) 重大なコンプライアンス違反事項
  - (iv) 外部からのクレームでリスク管理に関する重要な事項
  - (v) その他コンプライアンスに係る重要な事項
- ハ. 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な 取扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対して周知する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該 監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理 する。
- ⑤ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、経営上の課題及び問題点の情報共有を行なう。
- 口. 監査役は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図る目的で、内部監査部 門及び会計監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ハ. 監査役は、監査の実施上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準にしたがって業務遂行に伴なう全ての取引を正確かつ迅速に処理し、会社の財政状態及び経営成績に関し真実明瞭なる報告を行なう。
- 口. 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況について自ら評価し、取締役会に結果報告を行なうとともに、改善等が必要となった場合はすみやかにその対策を講じるものとする。

#### ① 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、警察等関係機関とも連携して、一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役等の職務執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則毎月1回の取締役会を開催(当事業年度中は18回開催)し、取締役の職務執行の監督及び法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っております。また、3名の社外取締役を選任し、適宜経営陣とのコミュニケーションを図りつつ、監督機能を発揮しております。

#### ② コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため「コンプライアンス基本方針」及び「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」を定めております。当事業年度においては、「コンプライアンス基本方針」及び「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」を遵守するとともに、コンプライアンス意識の向上と法令違反の防止等を図るため、「コンプライアンス・プログラム」を制定・推進し、当社役職員に入社時及び定期的にコンプライアンス研修を行い、社内規程等の制定、改正等を実施いたしました。

内部監査につきましては、「内部監査規程」に基づく監査計画にしたがい、当社の監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告するとともに取締役会にも報告しております。

#### ③ 監査役の職務執行について

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役3名)により構成され、原則として月1回開催しております。

当事業年度において、監査役会は16回開催され、当社の監査に関する重要な事項について 監査役相互による意見交換をしております。また、監査役は、取締役会、グループ経営会議等 の重要な会議に出席することと、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見 交換の場を設けること等で、監査の実効性の向上を図っております。

#### 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は剰余金の配当につきましては、経営の最重要課題としてとらえ、将来の事業展開と経営 基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に応じて中間配当、期末配当の年2回 の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、当社は、剰余金の配当等を機動的に 実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令 に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めてお り、剰余金の配当の決定機関は、株主総会または取締役会としております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月 1日から) 2025年3月31日まで)

(単位:千円)

1,485,925 △1,193,740

69,551

△202,645

7,008,197

																	(月	单位:干₽	引)
			資				本					株				主			
	資	本	金	資	本 剰 :	余金	禾	」 益	剰	余	金	自	己	株	式	株	主道	本合計	†
2024年4月 1日 残高		322	2,757		62	23,272			5,9	940,8	312				-			6,886,84	12
連結会計年度中の変動額																			
新 株 の 発 行		Ć	9,790			9,743												19,53	33
剰余金の配当									△ 5	83,9	16							△ 583,91	16
親会社株主に帰属する当期純利益									1,∠	185,9	25							1,485,92	25
自己株式の取得													Δ	1,193	3,740		4	△1,193,74	10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)																			_
連結会計年度中の変動額合 計		Ċ	9,790			9,743			ç	902,0	800		Δ	1,193	3,740			△272,19	<del>)</del> 7
2025年3月31日 残高		332	2,548		63	3,015			6,8	342,8	321		Δ	1,193	3,740			6,614,64	15
		その他の	0 包括	利音	· 累計客	 頂													$\neg$
	そ有評	の 価 証 価 差 8	他券金	そ包累	の 作 括 和 計 額	也の 益合計	新	株	予	約	権		非支配 持	记株主 分			純道	隆合計	
2024年4月1日 残高			1,051			1,051					-			322	2,949			7,210,84	13
連結会計年度中の変動額																			
新 株 の 発 行																		19,53	33
剰 余 金 の 配 当																		△ 583,91	16

△23

△23

1,028

915

915

915

68,660

68,660

391,609

親会社株主に帰属する当期純利益

 自 己 株 式 の 取 得

 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)

連結会計年度中の変動額合

2025年3月31日 残高

△23

△23

1,028

#### 連結注記表

#### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 7社

②連結子会社の名称 レオス・キャピタルワークス株式会社

レオス・キャピタルパートナーズ株式会社

RheosCP 1号GP有限責任事業組合 RheosCP 1号投資事業有限責任組合

フィナップ株式会社

レオス・エンジェル1号投資事業有限責任組合

株式会社Kiffy

③非連結子会社の名称 ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合

④連結の範囲から除いた理由 ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合については、連結すること

により利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、連結の範

囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用しない非連結子会社

ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合

②持分法非適用会社について、その適用をしない理由

ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合の当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等それぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
RheosCP 1 号投資事業有限責任組合	1月31日
フィナップ株式会社	12月31日
レオス・エンジェル1号投資事業有限責任組合	1月31日

連結計算書類の作成にあたっては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

#### (4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方式
  - (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法(営業投資有価証券を含む。)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した

建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物3~15年器具及び備品2~15年

(口) 無形固定資産

ソフトウエア 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについて は、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(イ) 委託者報酬

当社は、当社グループが設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね6か月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

#### (口) 投資顧問報酬

対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受領しております。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(ハ) 成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (イ) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

(ハ) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用」等

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、 「法人税等会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「税効果適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算 書類における取扱いの見直しに関連する改正については、税効果適用指針を当連結会計年度の期首から適用 しております。

#### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 繰延税金資産
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

189,143千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社の運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等による株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- (2) 営業投資有価証券の評価
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券

299.657千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない営業投資有価証券については、取得時の投資先企業の将来の成長による超過収益力を 反映した取得価額をもって計上しておりますが、投資先企業の事業が計画通りに進捗せずに取得時の 超過収益力が毀損し、実質価額が著しく下落している場合には減損処理を実施しております。 投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。投資先企業にはベンチャー企業等が含まれ、これらの投資先の中長期の事業計画には、投資先が 属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込みが含まれることから高い不確実性が伴います。将 来の成長性、業績に関する見通し等の見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に 重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,215,296千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株	式	の 種	類	当連結会計年度 期 首 の 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普	通	株	式	12,912,800株	90,504,000株	一株	103,416,800株

- (注) 1. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。 2.発行済株式の総数の増加は、株式分割に株式分割によるものが90,456,100株及びストック・オプションとしての新株予約権の権利行使によるものが47,900株であります。
- (2) 自己株式の数に関する事項

株	式(	の 種	類	当連結会計年度 期 首 の 株 式 数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普	通	株	式	一株	5,968,700株	一株	5,968,700株

- (注) 1. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。
  - 2.自己株式数の増加は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得によるものであります。
- (3) 配当に関する事項
  - ① 配当支払額

当社は、2024年4月1日に単独株式移転により、レオス・キャピタルワークス株式会社の完全親会社として設立されました。配当金の支払額は、レオス・キャピタルワークス株式会社の定時株主総会及び当社の取締役会において決議された金額であります。

決	議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基	準		効力発生日
2024年 6月定 時 株 主		普通株式	232,430千円	18.00円	2024	年3月	31⊟	2024年 6 月26日
2024年11取締	月6日 g 会	普通株式	351,486千円	27.20円	2024	年9月	30⊟	2024年12月6日

- (注) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2025年6月24日開催の第1期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

(イ) 配当金の総額 370,302千円 (ロ) 1株当たり配当額 3.80円 (ハ) 基準日 2025年3月31日

(二) 効力発生日 2025年6月25日

当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は、当該株式分割後の配当額で記載しております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

未収投資顧問報酬に係る顧客の信用リスクは、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理 しております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照)。

(単位:千円)

			貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1) 営業	投資有価	証券	29,909		29,909		-
(2) 敷		金	174,438		141,382		△33,055
資	産	計	204,348		171,292		△33,055

- (注1) 現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、 未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するもの であることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めて おりません。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	299,757
投資事業有限責任組合出資金	2,491

#### (3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 活発な市場において形成される当該

時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

								時	価	(	千	円	)	
								レベル 1	レベ	ル 2	レベ	ル 3	合	計
営	業	投	資	有	価	証	券	_		_		29,909		29,909
	資			産			計	_		_		29,909		29,909

#### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

			時	価	(	千	円	)	
			レベル 1	レベ	ル 2	レベ	ル 3	싑	計
敷		金	_	1	41,382		_		141,382
資	産	計	_	14	41,382		_		141,382

#### (注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうちJ-KISS型新株予約権等の株式以外の投資については、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

#### 數金

敷金の時価は、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

#### (1) 当連結会計年度におけるレベル3の金融商品の変動

	当連結会計年度
	(自 2024年4月1日
	至 2025年3月31日)
期首残高	30,005千円
当期の損益又はその他の包括利益	_
 損益に計上	_
その他の包括利益に計上	△96
購入、売却、償還等	_
期末残高	29,909
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

#### (2) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定及び分析しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

#### 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当連結会計年度		
(自 2024年4月1日		
至 2025年3月31日)		
11,482,134千円		
183		
11,482,318		
△58,211		
11,424,106		

- (注)その他の収益は、主として企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく投資事業有限責任 組合及びそれに類する組合への出資に係る収益であります。
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
  - 「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4)④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

67円89銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

14円40銭

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2025年5月7日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び 士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社グループの取締 役及び従業員に対して、新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.38%に相当します。しかしながら、原則として本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社グループの役職員であることを要しており、かつ、1年間に行使可能な新株予約権の個数は、割当を受けた数の20%を上限としていることから、当社の株価に対する当社グループの役職員の中長期的なインセンティブにつながり、結果として、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

- Ⅱ. 新株予約権の発行要項
- (1) 本新株予約権の名称

SBIレオスひふみ株式会社第3回新株予約権

(2) 本新株予約権の数

## 14,240個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,424,000株とし、下記(4)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 本新株予約権の割当日

#### 2025年5月28日

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

#### 普通株式 1,424,000株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

#### (5) 本新株予約権の払込金額

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社の子会社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭債権を支給することとし、当社は、この金銭債権(当社が当社の子会社から重畳的に債務引受したもの)と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

# (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、下記(7)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

## (7) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生 日以降、これを適用する。

イ 当社が時価(下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。)を下回る価額(無償割当ての場合を含む。)で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに行う場合を除く。)

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新 株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記 イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当 日、また、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当て を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)を適用する。

- ③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。
- ④ 上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。
  - (8) 本新株予約権を行使することができる期間

2027年6月1日から2035年4月30日までとする。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (10) 本新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内(ただし、権利行使期間内に限る。)又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。
- ② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
  - (11) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
- ① 当社が下記(13)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(13)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 本新株予約権者が、上記(10)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。
- ③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
  - (12) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社(以下、これらを総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後付与株式数」という。)とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与 株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(8)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(8)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑦ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件
- 上記(10)及び(11)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (14) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
- 2025年5月28日
- (15) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社子会社取締役 1名 800個 当社子会社従業員 56名 13.440個

#### 10. その他の注記

(1)資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	217,183千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	1,992千円
見積りの変更による増加額	-千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
その他増減額(△は減少)	
期末残高	209,176千円

#### (2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法等の改正に伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る 繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。 なお、この税率変更による影響は軽微であります。

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月 1 日から) 2025年3月31日まで)

		株	Ė	資	本		
		資	本 剰	余 金			
	資 本 金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	_	_	_	_	_	_	-
当 期 変 動 額							
株式移転による増加	322,757	322,747	6,312,837	6,635,584			6,958,341
新 株 の 発 行	9,790	9,743		9,743			19,533
剰 余 金 の 配 当					△ 351,486		△351,486
当 期 純 利 益					1,455,059		1,455,059
自己株式取得						△ 1,193,740	△1,193,740
株主資本以外の項目の当 期中の変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	332,548	332,490	6,312,837	6,645,327	1,103,572	△ 1,193,740	6,887,708
当 期 末 残 高	332,548	332,490	6,312,837	6,645,327	1,103,572	△ 1,193,740	6,887,708

		新株予約権	純資産合計
当 期 首 残	高	_	_
当 期 変 動	額		
株式移転による増設	加		6,958,341
新 株 の 発 :	行		19,533
剰 余 金 の 配	当		△351,486
当 期 純 利	益		1,455,059
自己株式取	得		△1,193,740
株主資本以外の項目の 期中の変動額 (純額)		915	915
当期変動額合	dž	915	6,888,623
当 期 末 残	高	915	6,888,623

#### 個別注記表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び投資有価証券の評価

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した

建物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりです

建物3~15年器具及び備品2~14年

② 無形固定資産

ソフトウエア 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについて

は、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、グループ会社の経営戦略策定、経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行っており、収益は、子会社からの経営管理料及び受取配当金となります。

① 関係会社経営管理料

契約内容に応じた役務(経営管理サービス)が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、 当該時点で収益を認識しております。

② 関係会社受取配当金

配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

#### 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度以降に係る 計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

33,571千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社グループの運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等による株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

56.573壬円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権232,976千円短期金銭債務68,478千円

#### 4. 損益計算書に関する注記等

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益3,192,371千円営業費用及び一般管理費545,207千円営業取引以外による取引高7,098千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,968,700株

#### 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

一括償却資産否認1,351千円未払事業所税否認782千円未払事業税等否認20,647千円資産除去債務否認67,959千円繰延資産償却否認858千円その他4,659千円繰延税金資産 計96,259千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △62,687千円 繰延税金負債 計 △62,687千円 繰延税金資産の純額 33,571千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

住民税均等割 0.2% 評価性引当額の増減 5.1% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △17.8% その他 0.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 18.1%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法等の改正に伴い、2026年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。 なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

# 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 43.609千円

#### 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との	取引の内容	取引金額	科目	期末残高										
				経営指導料(注1)	2,444,744	未収入金	228,074										
			受取配当金	738,353	_	_											
			役員の兼任												現物配当の受取 (注2)	152,474	_
子会社	レオス・キャピ タルワークス株	所有 直接 100.0%		出向料	542,925	未 払 金	47,608										
	式 会 社 直接 100.0%					資金の借入 (注3)	1,100,000	関係会社短期借 入 金	1,100,000								
							利息の支払 (注3)	7,098	借入金未払費用	7,098							
				固定資産の購入(注4)	548,885	_	_										

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料は契約に基づき決定しております。
- (注2) 現物配当の受取につきましては、レオス・キャピタルパートナーズ(株)の全株式を現物配当として収受したものであります。
- (注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、 期日一括返済としております。
- (注4) 取引条件につきましては、市場価格を勘案して、価格交渉の上決定しております。

# 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

70円68銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

14円10銭

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。当連結会計 年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定し ております。

#### 11 重要な後発事象に関する注記

連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

# 12. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 -千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 213,694千円 時の経過による調整額 1,982千円 見積りの変更による増加額 -千円 資産除去債務の履行による減少額 -千円 その他増減額(△は減少) -千円 期末残高 215,676千円

# 第1期

自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日

# 事業報告の附属明細書

# 事業報告の附属明細書

( 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 )

- 1. 会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細 事業報告書「2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況 (2025年3月31日現在) ① 取締役 及び監査役の状況」に記載の通りです。
- 2. 会社役員又は支配株主との間の利益が相反する取引の明細該当事項はありません。

# 第1期

自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日

# 連結計算書類

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9, 442, 114	流動負債	3, 374, 356
現金及び預金	2, 502, 655	預り金	520, 073
顧客分別金信託	2, 100, 000	未払金	149, 247
営業投資有価証券	299, 657	未払費用	1, 770, 913
貯蔵品	9, 929	未払法人税等	427, 643
前払費用	125, 462	未払消費税等	171, 549
未収委託者報酬	4, 295, 069	賞与引当金	219, 108
未収投資顧問報酬	65, 139	その他	115, 821
その他	44, 200	固定負債	357, 249
固定資産	1, 297, 688	繰延税金負債	2, 650
有形固定資産	558, 850	退職給付に係る負債	135, 423
建物	411, 265	資産除去債務	219, 176
器具及び備品	147, 585	負債合計	3, 731, 606
無形固定資産	319, 817	(純資産の部)	
ソフトウエア	300, 004	株主資本	6, 614, 645
その他	19, 813	資本金	332, 548
投資その他の資産	419, 020	資本剰余金	633, 015
投資有価証券	32, 500	利益剰余金	6, 842, 821
長期前払費用	10, 559	自己株式	△1, 193, 740
繰延税金資産	189, 143	その他の包括利益累計額	1,028
敷金	174, 438	その他有価証券評価差額金	1,028
その他	12, 377	新株予約権	915
		非支配株主持分	391, 609
		純資産合計	7, 008, 197
資産合計	10, 739, 803	負債・純資産合計	10, 739, 803

# 連結損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

₹V □		(単位:十円)
科目	金	額
営業収益		
委託者報酬	11, 237, 969	
投資顧問報酬	244, 349	
営業投資有価証券関連損益	△ 58, 211	11, 424, 106
営業費用		
支払手数料	4, 490, 180	
調査費	824, 107	
通信費	32, 201	
営業雑経費	109, 427	5, 455, 917
一般管理費		3, 898, 094
営業利益		2, 070, 093
営業外収益		
受取利息	2, 719	
講演、原稿料等収入	4, 711	
広告料収入	3, 181	
配分金収入	1,667	
業務委託収入	1, 430	
その他	1, 533	15, 242
営業外費用		
支払利息	232	
為替差損	6, 014	
支払手数料	8, 953	
その他	407	15, 607
経常利益		2, 069, 728
税金等調整前当期純利益		2, 069, 728
法人税、住民税及び事業税	684, 860	, ,
法人税等調整額	△29, 949	654, 910
当期純利益	·	1, 414, 818
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△ 71, 107
親会社株主に帰属する当期純利益		1, 485, 925
		_,,

# 連結株主資本等変動計算書

自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日

		株主資本						
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
2024年4月 1日 残高	322, 757	623, 272	5, 940, 812	_	6, 886, 842			
連結会計年度中の変動額								
新株の発行	9, 790	9, 743			19, 533			
剰余金の配当			△ 583, 916		△ 583, 916			
親会社株主に帰属する 当期純利益			1, 485, 925		1, 485, 925			
自己株式の取得				△1, 193, 740	△1, 193, 740			
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					_			
連結会計年度中の変動額合計	9, 790	9, 743	902, 008	△1, 193, 740	△272, 197			
2025年3月31日 残高	332, 548	633, 015	6, 842, 821	△1, 193, 740	6, 614, 645			

	その他の包括	括利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2024年4月 1日 残高	1, 051	1, 051	_	322, 949	7, 210, 843
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					19, 533
剰余金の配当					△ 583, 916
親会社株主に帰属する 当期純利益					1, 485, 925
自己株式の取得					△1, 193, 740
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△23	△23	915	68, 660	69, 551
連結会計年度中の変動額合計	△23	△23	915	68, 660	△202, 645
2025年3月31日 残高	1, 028	1, 028	915	391, 609	7, 008, 197

## 連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
  - (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 7社

② 連結子会社の名称 レオス・キャピタルワークス株式会社

レオス・キャピタルパートナーズ株式会社

RheosCP 1 号 GP 有限責任事業組合 RheosCP 1 号投資事業有限責任組合

フィナップ株式会社

レオス・エンジェル1号投資事業有限責任組合

株式会社Kiffy

③ 非連結子会社の名称 ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合

④ 連結の範囲から除いた理由 ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合については、連結することにより利害関

係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法を適用しない非連結子会社

ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合

② 持分法非適用会社について、その適用をしない理由

ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合の当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額) 等それぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
RheosCP 1 号投資事業有限責任組合	1月31日
フィナップ株式会社	12月31日
レオス・エンジェル 1 号投資事業有限責任組合	1月31日

連結計算書類の作成にあたっては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

#### (4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法(営業投資有価証券を含む。)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告 日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ロ)棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却方法

#### (イ)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物 3~15年

器具及び備品 2~15年

## (ハ) 無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

#### 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

# ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

#### (イ) 委託者報酬

当社は、当社グループが設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね6ヵ月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

#### (口) 投資顧問報酬

対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受領しております。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (ハ) 成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超 過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益とし て認識しております。

#### ⑤ その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## (イ) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする 方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (ロ) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (ハ) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しています。また、「グループ 通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用」等

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「法人税等会計 基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下、「税効果適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、税効果適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

#### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 繰延税金資産
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

189, 143 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社グループの運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによる株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- (2) 営業投資有価証券の評価
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券

299,657 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない営業投資有価証券については、取得時の投資先企業の将来の成長による超過収益力を反映した取得価額をもって計上しておりますが、投資先企業の事業が計画通りに進捗せずに取得時の超過収益力が毀損し、実質価額が著しく下落している場合には減損処理を実施しております。

投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。投資先企業にはベンチャー企業等が含まれ、これらの投資先の中長期の事業計画には、投資先が属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込みが含まれることから高い不確実性が伴います。将来の成長性、業績に関する見通しなどの見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,215,296 千円

# 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株	式の	)種	類	当連結会計年度 期 首 の 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度減 少 株 式 数	
普	通	株	式	12,912,800 株	90, 504, 000 株	-株	103, 416, 800 株

- (注) 1. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。
  - 2. 発行済株式の総数の増加は、株式分割によるものが 90, 456, 100 株及びストック・オプションとしての新株予約権の権利行使によるものが 47,900 株であります。
- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期 首の株式数	当連結会計年度増 加 株 式 数	当連結会計年度減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	-株	5, 968, 700 株	-株	5,968,700株

- (注) 1. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。
  - 2. 自己株式数の増加は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の取得によるものであります。
- (3) 配当に関する事項
- ① 配当支払額

当社は、2024年4月1日に単独株式移転により、レオス・キャピタルワークス株式会社の完全親会社として設立されました。配当金の支払額は、レオス・キャピタルワークス株式会社の定時株主総会及び当社の取締役会において決議された金額であります。

決議	株式の 種 類	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日	
2024年6月25日	普通	929 420 季⊞	18.00円	2024年3月31日	2024年6月26日	
定時株主総会	株式	232, 430 千円	10,00	2024年3月31日	2024 午 0 月 20 日	
2024年11月6日	普通	251 40€ 壬田	27. 20 円	2024年0月20日	2024年12日6日	
取締役会	株式	351, 486 千円	27.20円	2024年9月30日	2024年12月6日	

- (注) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2025年6月24日開催の第1回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

(イ) 配当金の総額 370,302 千円

(ロ) 1株当たり配当額 3.80円

(ハ) 基準日 2025年3月31日

(二) 効力発生日 2025 年 6 月 25 日

当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は、当該株式分割後の配当額で記載しております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

# 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

未収投資顧問報酬に係る顧客の信用リスクは、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照)。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券	29, 909	29, 909	_
(2) 敷金	174, 438	141, 382	△33, 055
資産計	204, 348	171, 292	△33, 055

- (注1) 現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、 未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略し ております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	299, 757
投資事業有限責任組合出資金	2, 491

#### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 活発な市場において形成される当該時価の算定

の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて箕定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (千円)					
	レベル1 レベル2 レベル3					
営業投資有価証券	_	_	29, 909	29, 909		
資産計	-	_	29, 909	29, 909		

## ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)						
	レベル1 レベル2 レベル3 合計						
敷金	_	141, 382	_	141, 382			
資産計	_	141, 382	_	141, 382			

# (注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち J-KISS 型新株予約権等の株式以外の投資については、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

## 敷金

敷金の時価は、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- 2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
- (1) 当連結会計年度におけるレベル3の金融商品の変動

(1) 与是相互的干及(こ451) 5 2 9 5 6 7 显	
	当連結会計年度
	(自 2024年4月1日
	至 2025年3月31日)
期首残高	30,005 千円
当期の損益又はその他の包括利益	_
損益に計上	_
その他の包括利益に計上	△96
購入、売却、償還等	_
期末残高	29, 909

# (2) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定及び分析しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

#### 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

151 911 2 642 3 653 3 517 0		
	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日	
	至 2025年3月31日)	
残高報酬	11, 482, 134 千円	
その他	183	
顧客との契約から生じる収益	11, 482, 318	
その他の収益(注)	△58, 211	
外部顧客への営業収益	11, 424, 106	

- (注) その他の収益は、主として企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく投資事業有限責任組合及 びそれに類する組合への出資に係る収益であります。
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4) ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

67円89銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

14円40銭

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首

に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2025年5月7日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社グループの取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.38%に相当します。 しかしながら、原則として本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社グループの役職員であること を要しており、かつ、1年間に行使可能な新株予約権の個数は、割当を受けた数の20%を上限としていることから、当社 の株価に対する当社グループの役職員の中長期的なインセンティブにつながり、結果として、当社の企業価値・株主価値 の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できる ものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

#### Ⅱ. 新株予約権の発行要項

(1) 本新株予約権の名称

SBI レオスひふみ株式会社第3回新株予約権

(2) 本新株予約権の数

14,240個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,424,000 株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 本新株予約権の割当日

2025年5月28日

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 1,424,000株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

# (5) 本新株予約権の払込金額

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社の子会社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭債権を支給することとし、当社は、この金銭債権(当社が当社の子会社から重畳的に債務引受したもの)と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

# (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、下記(7)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

#### (7) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。 ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価(下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。)を下回る価額(無償割当ての場合を含む。)で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに行う場合を除く。)

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日 (終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

- ④ 上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。
- (8) 本新株予約権を行使することができる期間

2027年6月1日から2035年4月30日までとする。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (10) 本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内(ただし、権利行使期間内に限る。)又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

- ②その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
- (11) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
- ①当社が下記(13)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(13)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。
- ②本新株予約権者が、上記(10)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。
  - ③その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
  - (12) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社(以下、これらを総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後付与株式数」という。) とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨て るものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(8)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(8)に

定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(10)及び(11)に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(14) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年5月28日

(15) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社子会社取締役1名800 個当社子会社従業員56 名13,440 個

#### 10. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	217, 183 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
時の経過による調整額	1,992 千円
見積りの変更による増加額	—千円
資産除去債務の履行による減少額	—千円
その他増減額(△は減少)	一千円
期末残高	219, 176 千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法等の改正に伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。 なお、この税率変更による影響は軽微であります。

# 第1期

自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日

# 計算書類

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1, 079, 172	流動負債	1, 749, 664
現金及び預金	807, 016	関係会社短期借入金	1, 100, 000
貯蔵品	587	未払金	73, 567
未収入金	233, 083	未払費用	17, 146
前払費用	38, 232	預り金	12, 786
その他	253	未払法人税等	380, 751
固定資産	7, 774, 792	未払消費税等	164, 989
有形固定資産	483, 780	その他	423
建物	452, 376	固定負債	215, 676
器具及び備品	31, 403	資産除去債務	215, 676
無形固定資産	19, 684	負債合計	1, 965, 341
商標権	3, 515	(純資産の部)	
ソフトウエア	16, 169	株主資本	6, 887, 708
投資その他の資産	7, 271, 327	資本金	332, 548
投資有価証券	30, 009	資本剰余金	6, 645, 327
関係会社株式	6, 983, 441	資本準備金	332, 490
関係会社長期貸付金	40,000	その他資本剰余金	6, 312, 837
長期前払費用	9, 866	利益剰余金	1, 103, 572
繰延税金資産	33, 571	その他利益剰余金	1, 103, 572
敷金	174, 438	繰越利益剰余金	1, 103, 572
		自己株式	△1, 193, 740
		新株予約権	915
		純資産合計	6, 888, 623
資産合計	8, 853, 965	負債・純資産合計	8, 853, 965

# 損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

科目	金	額
営業収益		
関係会社経営管理料	2, 454, 017	
関係会社受取配当金	738, 353	3, 192, 371
営業費用及び一般管理費		1, 400, 140
営業利益		1, 792, 231
営業外収益		
受取利息	605	
その他	242	848
営業外費用		
支払利息	7, 098	
支払手数料	8, 953	
その他	319	16, 370
経常利益		1, 776, 708
税引前当期純損益		1, 776, 708
法人税、住民税及び事業税	355, 220	
法人税等調整額	△33, 571	321, 649
当期純利益		1, 455, 059

# 株主資本等変動計算書

自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日

	株主資本						
		資本剰余金				株主資本	
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	合計
		貝个牛佣亚	資本剰余金	合計			НН
当期首残高		Ī	-	_	_	-	ı
当期変動額							
株式移転による増加	322, 757	322, 747	6, 312, 837	6, 635, 584			6, 958, 341
新株の発行	9, 790	9, 743		9, 743			19, 533
剰余金の配当					△ 351, 486		△ 351, 486
当期純利益					1, 455, 059		1, 455, 059
自己株式取得						△ 1, 193, 740	△ 1, 193, 740
株主資本以外の項目の当期							
中の変動額(純額)							_
当期変動額合計	332, 548	332, 490	6, 312, 837	6, 645, 327	1, 103, 572	△ 1, 193, 740	6, 887, 708
当期末残高	332, 548	332, 490	6, 312, 837	6, 645, 327	1, 103, 572	△ 1, 193, 740	6, 887, 708

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	_	_
当期変動額		
株式移転による増加		6, 958, 341
新株の発行		19, 533
剰余金の配当		△351, 486
当期純利益		1, 455, 059
自己株式取得		△ 1, 193, 740
株主資本以外の項目の当期 中の変動額(純額)	915	915
当期変動額合計	915	6, 888, 623
当期末残高	915	6, 888, 623

## 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 関係会社株式及び投資有価証券の評価 移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
  - (3) 固定資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物3~15年器具及び備品2~14年

② 無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、グループ会社の経営戦略策定、経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行っており、収益は、子会社からの経営管理料及び受取配当金となります。

① 関係会社経営管理料

契約内容に応じた役務(経営管理サービス)が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

② 関係会社受取配当金

配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度以降に係る計算書類に 重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

33,571 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社グループの運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによる株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 3. 貸借対照表等に関する注記
  - (1) 有形固定資産の減価償却累計額

56,573 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権232, 976 千円短期金銭債務68, 478 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益3, 192, 371 千円営業費用及び一般管理費545, 207 千円営業取引以外の取引による取引高7,098 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,968,700 株

- 6. 税効果会計に関する注記
  - (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

#### 繰延税金資産

1,351 千円
782 千円
20,647 千円
67,959 千円
858 千円
4,659 千円
96,259 千円
△ 62,687 千円
△ 62,687 千円
33,571 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

<b>法定美郊柷</b> 率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	5.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 17.8%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.1%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する

税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法等の改正に伴い、2026年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 8. リースにより使用する固定資産に関する注記
  - (1) ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。
  - (2) オペレーティング・リース取引オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料1年内43,609千円
- 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位:千円)

属性   会社等の名称		議決権等の所有	関連当事者	取引の内容	京 取引金額	科目	期末														
		(被所有) 割合	との関係	487107134			残高														
				経営指導料(注 1)	2, 444, 744	未収入金	228, 074														
				受取配当金	738, 353	_	_														
レオス・キャピ			現物配当の受取 (注2)	152, 474	_	_															
子会社	子会社 タルワークス株 末校 100.00/							李拉 100 00/			本4女 100 00/							出向料	542, 925	未払金	47, 608
		送 100.0%   役員の兼任	資金の借入(注3)	1, 100, 000	関係会社短期	1, 100, 000															
					借入金																
				利息の支払(注3)	7, 098	未払費用	7, 098														
				固定資産の購入	548, 885	_															
				(注4)	J40, 00J																

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)経営指導料は契約に基づき決定しております。
- (注2) 現物配当の受取につきましては、レオス・キャピタルパートナーズ(株の全株式を現物配当として収受したものであります。
- (注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。
  - (注4) 取引条件につきましては、市場価格を勘案して、価格交渉の上決定しております。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

70円68銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

14円10銭

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

# 11. 重要な後発事象に関する注記

ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、2025年5月7日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社グループの取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.38%に相当します。 しかしながら、原則として本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社グループの役職員であること を要しており、かつ、1年間に行使可能な新株予約権の個数は、割当を受けた数の20%を上限としていることから、当社 の株価に対する当社グループの役職員の中長期的なインセンティブにつながり、結果として、当社の企業価値・株主価値 の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できる ものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

# Ⅱ. 新株予約権の発行要項

(1) 本新株予約権の名称

SBI レオスひふみ株式会社第3回新株予約権

(2) 本新株予約権の数

14,240個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,424,000 株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 本新株予約権の割当日

2025年5月28日

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 1,424,000株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整 するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株 式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

## (5) 本新株予約権の払込金額

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社の子会社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭債権を支給することとし、当社は、この金銭債権(当社が当社の子会社から重畳的に債務引受したもの)と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

# (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、下記(7)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

#### (7) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。 ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価(下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。)を下回る価額(無償割当ての場合を含む。)で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに行う場合を除く。)

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日 (終値

のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)を適用する。

- ③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。
- ④ 上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。
- (8) 本新株予約権を行使することができる期間

2027年6月1日から2035年4月30日までとする。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (10) 本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内(ただし、権利行使期間内に限る。)又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

②その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

- (11) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
- ①当社が下記(13)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(13)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。
- ②本新株予約権者が、上記(10)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。
  - ③その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
  - (12) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社(以下、これらを総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後付与株式数」という。) とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(8)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(8)に 定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(10)及び(11)に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(14) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年5月28日

(15) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社子会社取締役 1名 800 個 当社子会社従業員 56 名 13,440 個

#### 12. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	一千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	213,694 千円
時の経過による調整額	1,982 千円
見積りの変更による増加額	—千円
資産除去債務の履行による減少額	—千円
その他増減額(△は減少)	一千円
期末残高	215,676 千円

# 計算書類に係る附属明細書

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

# 1. 有形固定資産及び無形固定資産等の明細

(単位:千円)

区分	資産の	期首	当 期	当 期	当 期	期末	減価償却	期末
	種 類	帳簿価額	増加額	減少額	償却額	帳簿価額	累計額	取得原価
有固	建物	_	487, 566	l	35, 190	452, 376	35, 190	487, 566
定資	器具及び備品		53, 577	401	21,772	31, 403	21, 383	52, 787
形産	計	_	541, 144	401	56, 962	483, 780	56, 573	540, 354
	商標権	_	4, 101	_	586	3, 515		
無固定資産形	ソフトウエア		21, 333	l	5, 164	16, 169		
/// /生	計		25, 435	l	5, 750	19, 684		
投資	長期前払費用	1	11, 628	1	1,762	9, 866		
投資その他の産	計	_	11, 628	_	1,762	9, 866		

(注) 1. 当期増加額の主な内訳

建物オフィス設備483, 372 千円器具及び備品オフィス設備53, 557 千円ソフトウエアコーポレートサイト制作費21, 333 千円

2. 当期減少額の主な内訳

器具及び備品 パソコンの売却 401 千円

# 2. 営業費用及び一般管理費の明細

科目	金 額	摘 要
調査費	92, 926	
通信費	15, 415	
諸会費	6, 906	
役員報酬	273, 294	
法定福利費	10, 927	
外注費	51, 371	
旅費交通費	4, 411	
広告宣伝費	7, 252	
租税公課	31, 274	
支払手数料	16, 687	
支払報酬	55, 981	
減価償却費	62, 712	
不動産賃借料	175, 147	
出向料	542, 925	
諸経費	52, 905	
営業費用及び一般管理費計	1, 400, 140	

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

SBI レオスひふみ株式会社 取締役会 御中

# 東陽監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 1長我 給子

指定社員 公認会計士 後藤 香洋

# 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBIレオスひふみ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIレオスひふみ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査 人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、 単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

SBI レオスひふみ株式会社 取締役会 御中

# 東陽監査法人 東京事務所

指定社員公認会計士 有渡 裕子 指定社員公認会計士 有旅 承洋 業務執行社員 公認会計士 後 旅 承洋

# 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBIレオスひふみ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に 重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載 内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

# 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

SBI レオスひふみ株式会社 代表取締役社長 藤野 英人 殿

監 査 役 会

# 監査報告書の提出について

当監査役会は、会社法第390条第2項第1号の規定に基づき監査報告書を作成いたしましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及 び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の 分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の 収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしま した。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、 本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、 子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会 社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

SBI レオスひふみ株式会社 監査役会

常勤監査役 祖外監査役 高見 秀三 ⑩

常勤監査役 髙橋 修 印

社外監査役 安田 和弘 ⑩

社外監査役 和田 耕児 ⑩